

## 巻頭言

「今日、教会が最も必要としているのは、傷を癒す能力と人々の心を暖かくする力です」。「教会のいのちを支える柱は、いつくしみです。・・・教会が世に向けて語るどんなメッセージにも、どんなあかしにも、いつくしみが欠けていてはなりません」。(教皇フランシスコ)

上智大学のアイダル神父は、教皇フランシスコが「愛」よりも「いつくしみ」という言葉を意識して用いる理由について次のように述べました。それは「いつくしみ」という言葉は、愛の一特質を表し、それを特に重要だと教皇は考えているから。その特質とは「大げさ、過剰」だと説明しています。この説明はわたしの心を揺り動かしました。

現代世界の裏街道には、通常、教会に普通に通っているシスターズや信徒には未知の驚くべき現実があること、しかも人身取引という大きな犯罪が組織的に行われている現実、教皇フランシスコの様々なメッセージと行動によって気づかされています。「タリタクム日本」の立ち上げに関わらせていただいたおかげで、もっとこの現実を伝え、教会全体が、「神のいつくしみ」をあかしするためにも立ち上がらねばならないときがきたと感じています。

「タリタクム日本」運営委員会  
委員長 シスター 塩谷 惇子 aci

## 名古屋研修会

### 「日本における人身取引の現状と支援」

さる2月17日、布池教会地下ホールにて神言修道会・聖霊会 JPIC 委員会・名古屋教区正義と平和委員会とタリタクム日本の共催で「日本における人身取引の現状と支援」をテーマとした研修会を行い、日本における現在の人身取引の実態等を紹介、今後私たちにどのような支援が出来るのかを共に考えました。

はじめに松浦悟郎司教（難民移住移動者委員会委員長、名古屋教区教区長）より、日本の人身取引は現代の奴隷制と言われ、国連から20年間指摘され続け、現在日本には7万人の被害者がいると推定されていること、またタリタクム日本が設立された経緯などが紹介されました。

次に、Sr.ニダ・インデリブル（タリタクム日本

運営委員、カルメル修道女会）から、人身取引事件とその救出活動に関わったケースの紹介がありました。岐阜県で起きたジャパニーズフィリピンチルドレン（JFC）の人身取引のケースでは、ナイトクラブで働いていた相当数のJFCが、職種や賃金などを騙され、搾取され、雇用者のもとから命からがら逃げ出して救出されたこと、また、京都で強制的に働かされ不当な扱いを受けていた留学生への生活支援と裁判支援が紹介されました。また、J-CaRMの山岸素子定例委員からは、技能実習生制度の裏に潜んでいる低賃金、長時間労働、借金、中間搾取、強制帰国、セクハラなど、実習生が被害を受けている実態も紹介され、今後増々実習生が増えることが予想されることから、教会や私たちがどのように彼



らと関わり、支援していくことが出来るのかとの問いかけがありました。

最後に、Sr. 塩谷惇子（タリタクム日本運営委員長、聖心侍女修道会）から、タリタクム日本の設立と東南アジア会議についての報告があり、その後、質疑応答、分かち合いが行われました。

実際に名古屋教区ではこの問題が身近に起きていることもあり、関心も高く、参加者は80名ほどで会場一杯になり、有意義な研修となりました。今後もこのような研修会企画が各地で行われることを希望しています。

(Sr. 宮澤直子)



多くの方にご参加いただきました



## 「外国人労働者救済支援センター」（シェルター）訪問

2月18日、タリタクム運営委員会メンバーは、外国人技能実習生の支援を先駆的に行っている「外国人労働者救済支援センター」（岐阜県）を訪問しました。2015年10月開設されたこのセンターでは、昨年だけでも相談件数は137件、シェルターには72名を受け入れており、様々な相談例、支援の取り組み、シェルター運営の現状や抱えている困難などを紹介してくださいました。

近年は、技能実習生の労災のケースでの相談やシェルター保護が多くなっているとのことで、雇用者側の労災隠しによる被害について、また様々な深刻な理由からシェルターに長期滞在している人たちの精神的な苦しみ、それに対する精神的な支えの必要性などについても話を伺いました。また、被害者はこのセンターで支援を受けることによって、本人たちが本来持っている権利が明確になり、会社とも交渉しながら、仕事ができるようになったケースもあったそうで、スタッフの方々

の献身的な働きの実りに感服しました。実際にシェルターで生活している方々にもお会いし、話をする機会もあり、多くのことに気づかされ、今後のタリタクム日本の支援活動に多くの視点が与えられたシェルター訪問となりました。

(Sr. 宮澤直子)



センターの活動の説明を受ける

## 緊急一時支援 報告

タリタクム日本では、皆様からいただいた献金の中から、人身取引被害者支援として、シェルター費用や緊急一時生活金の援助をしています。以下にこれまでに支援したケースの中から、無事に被害からの救済を得て帰国したベトナム人 T さんのケースを報告します。

T さんはベトナム出身の 22 歳の女性です。2015 年 11 月、技能実習生として来日し、四国の縫製工場で働いていました。毎日朝 8 時 30 分から深夜 3 時ごろまでの長時間労働を強いられていたものの、深夜残業や休日の出勤はタイムカードに記録されず、寮費や社会保険料などを差し引かれると、給料は手取りで 7-8 万円にしかありませんでした。また寮は狭く不衛生なプレハブで、実習生 5 人で一部屋に住まわされました。工場は人里離れた山間部にあり、日常の外出許可をえることも厳しく、食べ物の調達にも苦勞する毎日でした。このような状況に耐えかねた T さんが会社に苦情を訴えると、さまざまな嫌がらせを受けるようになりました。このような中、「強制帰国」させられることを恐れた T さんは工場から逃げ、入管に申告相談し、その後東京の労働組合に救済を求めました。

相談を受けた労働組合では、会社と監理団体に残業代未払いなどの法違反やその他の数々の不正や人権侵害による被害からの救済について、交渉をつうじた解決をめざしましたが、会社側の態度は固く、交渉は長い間進みませんでした。その間、T さんは収入もないまま友人宅を転々し、生活困窮していきました。

このような中、T さんの事件を担当する労働組合から問題解決までの当面の T さんの生活費の援助要請があり、人身取引を生み出す技能実習制度による人権侵害ケースとして、タリタクム日本から緊急支援金 10 万円を援助しました。そして 2018 年 2 月、ついに T さんと労働組合による粘り強い取り組みが実り、会社との交渉が成立、会社側が T さんの訴えを認め謝罪、T さんは不払い賃金などを含む解決金を勝ち取ることができました！

本当に苦しかった期間にタリタクムの支援はとてもありがたかったと、T さんは何度もお礼を言い、次の被害者支援に有効に使われるようにと、自らの解決金から援助金を返金してくださいました。問題解決の後、T さんの顔には笑顔が戻り、家族のいるベトナムに帰国しました。

(山岸素子)



シェルターの部屋



外国人労働者救済支援センターの前で

# 「2018年の人身取引反対世界デーの祈り」に参加しましょう。

毎年7月30日は、人身取引反対世界デーです。

2018年の人身取引反対世界デーでは、移民、難民そして強制移住者たちに対する人身取引の悲劇をテーマとして取り上げます。この扱いを受けている男女、わたしたちの兄弟姉妹の問題に目を開けるように、わたしたちは呼びかけられています。

子どもたちや男女の成人が、性的搾取や強制労働、  
また臓器摘出のために騙されていることを耳にすると、  
わたしたちは深い憤りを覚え、苦しみます。  
彼らの人間としての尊厳と権利が、脅し、偽り、暴力によって蹂躪されているからです。

神よ、あらゆる形態の奴隷制と闘うわたしたちを助けてください。  
聖ジュゼッピーナ・バキータと共に、人身売買の廃絶を求めてあなたに祈ります。

体と心と精神を傷つけられている人々の傍らに在るための力と知恵を  
わたしたちに与えてください。  
そうして、搾取されているわたしたちの兄弟姉妹に、  
あなたが差し出されるいのちと優しい無限の愛の約束に、  
一緒に辿り着くことができますように。

この重大な犯罪に責任ある人々の心に触れてください。  
あなたのすべての息子たち、娘たちへの、  
あなたからの賜物である自由のために献身する  
わたしたちを支えてください。 アーメン。



## 募金のお願い

「タリタクム日本」では、設立にあたり、今後の活動のための募金を集めています。募金は以下までお願いいたします。

郵便振替口座 00110-8-560351

加入者名 日本カトリック難民移住移動者委員会

通信欄に必ず「タリタクム日本活動支援」の欄にを入れるか、  
「タリタクム日本」と明記してください。

## 発行物のお知らせ

『国籍を越えた神の国をめざして 改訂版』日本語版(B6判 16 ページ)、6カ国語版 (B6判 46 ページ)

1993年に発行されたものの改訂版。多文化多民族共生社会を築くため違いを越えて共同体を作り上げ、社会にあかする教会をめざします。

『技能実習制度 Q&A』(A3判二つ折)

技能実習生の被害者に接したとき、また、話を聞いたとき、どこに連絡すればよいのかを明記しております。教会で外国人技能実習生から被害の訴えや救済を求められたときの連絡にご活用ください。日本語、英語、ベトナム語、中国語、タガログ語各言語で発行しました。

(ご希望の方は難民移住移動者委員会事務局までお申し込みください)